

## 無人航空機の飛行に係る許可・承認書

軸屋 敏宏 殿

令和7年11月8日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

### 記

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <u>許可及び承認事項</u> :     | 航空法第132条の85第1項第2号<br>航空法第132条の86第2項第3号      |
| <u>許可等の期間</u> :       | 令和7年12月7日から令和8年12月6日                        |
| <u>飛行の経路</u> :        | 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る） |
| <u>登録記号等</u> :        | 別紙 無人航空機一覧のとおり                              |
| <u>無人航空機</u> :        | 別紙 無人航空機一覧のとおり                              |
| <u>無人航空機を飛行させる者</u> : | 軸屋敏宏  |

### 条件

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行せること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年11月11日

大阪航空局長